

相続ニュース

Vol.0061

2015年2月16日(月)
担当：MS事業部 山田

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

教育資金の一括贈与により節税しよう

はじめに

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置という制度をご存知でしょうか。かわいい子供や孫のためとあれば援助を惜しまないという人が多く、関心を集めています。

制度の活用法

この制度を端的に説明すると、孫や子どもに教育資金を贈った場合、1人あたりにつき1,500万円まで贈与税がかからないという制度です。

今までも教育費などは必要額をその都度負担する限りはもともと課税されませんでした。これに対して新制度は、まとまった資金を非課税で贈与でき、世代間での資金移転にもつながると期待されています。

制度を使う際のおおまかな流れは、まず金融機関で、非課税制度専用の口座を孫や子どもの名義で開きます。そのうえで贈与する資金を入金します。進学時など、教育費を払う必要が生じたら、そのときに口座から引き出して使います。そして、使い道が教育費であることを証明する領収書などを金融機関に提出します。

専用口座は銀行や信託銀行、信用金庫などで扱い、税務署との書類のやりとりは原則、金融機関がしてくれます。

制度を使えるケースは意外と多く、贈与する相手である孫や子は、30歳になるまで非課税制度の

対象になります。例えば大学卒業後に大学院に通っている場合も含まれます。

教育資金は1,500万円まで

「教育資金」の範囲も広く、代表的なのは学校などに直接払う費用です。対象は小中学校や高校、大学、大学院、専修学校、幼稚園、保育所など。入学金や授業料、入学試験の検定料、修学旅行費、給食費、学用品、保育料などが含まれます。

もうひとつは教育関連サービス業に払う費用です。学習塾や予備校のほか、習い事も社会通念上妥当と思われるものであれば認められ、例えば水泳やピアノ、絵画などの教室です。

ただし、関連サービスについては教育資金として認められるのは500万円までですから合算して1,500万円が非課税枠となります。

注意点

専用口座の契約は、孫や子どもが30歳になった時点で終了します。教育資金として使い切ることができずに口座にお金が残っていた場合、残金分は贈与税の対象になります。それを避けるために、教育資金が将来いくらかかるかをしっかりと見積もり、入金する金額を決めることが大切です。

本年からは相続税が増税になりました。教育資金贈与の非課税制度は、相続税負担を軽減する方法としても活用できますから一度検討してみてください。